

現 行	改 正 後
【本編】 Ⅱ－１ 経営管理 Ⅱ－１－２ 主な着眼点 経営管理が有効に機能するためには、代表取締役、取締役会、監査役、保険計理人及び全ての職階における職員が自らの役割を理解しそのプロセスに十分関与することが重要となる。その中でも、代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会、管理者、内部監査部門、外部監査機能、保険計理人及び総代会が果たす責務が重大である。 また、保険業法は、保険業の高度な公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保し、保険契約者等の保護を図ることを求めていることを踏まえ、保険会社の常務に従事する取締役には、その資質について極めて高いものが求められる。 経営管理のモニタリングにあたっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。 （新設） （１）（略） （２） 取締役及び取締役会 ①～⑨ （略） ⑩ （略） ア. （略） イ. 十分な社会的信用 （ア） （略） （イ） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（過去に暴力団員であった者を含む。）ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。	【本編】 Ⅱ－１ 経営管理 Ⅱ－１－２ 主な着眼点 経営管理が有効に機能するためには、代表取締役、取締役・取締役会、代表執行役、執行役、監査役（委員会設置会社にあつては監査委員）、保険計理人及び全ての職階における職員が自らの役割を理解しそのプロセスに十分関与することが重要となる。その中でも、代表取締役、取締役・取締役会、監査役（委員会設置会社にあつては監査委員）・監査役会（委員会設置会社にあつては監査委員会）、管理者、内部監査部門、外部監査機能、保険計理人及び総代会が果たす責務が重大である。 また、保険業法は、保険業の高度な公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保し、保険契約者等の保護を図ることを求めていることを踏まえ、保険会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては保険会社の常務に従事する取締役及び執行役）及び監査役（委員会設置会社にあつては監査委員）には、その資質について極めて高いものが求められる。 経営管理のモニタリングにあたっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。 Ⅱ－１－２－１ 監査役会設置会社である保険会社の場合 （１） （略） （２） 取締役及び取締役会 ①～⑨ （略） ⑩ （略） ア. （略） イ. 十分な社会的信用 （ア） （略） （イ） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（過去に暴力団員であった者を含む。）<u>以下「暴力団員」という。</u>）ではないか、又は暴力団と密接な関係を有

現 行	改 正 後
⑪～⑬ （略） (3) 監査役及び監査役会 ①～④（略） （新設）	していないか。 ⑪～⑬ （略） (3) 監査役及び監査役会 ①～④ （略） ⑤ 保険会社の監査役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第 8 条の 2 に掲げる「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 ア. 保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験 独任制の機関として自己の責任に基づき積極的な監査を実施するに足る知識・経験、その他独立の立場から取締役の職務の執行を監査することにより、保険会社の健全かつ適切な運営を確保するための知識・経験を有しているか。 イ. 十分な社会的信用 (ア) 反社会的行為に関与したことがないか。 (イ) 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。 (ウ) 金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 (エ) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 (オ) 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。 (カ) 過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けた

現 行	改 正 後
(4)、(5) (略) ①～⑤ (略) (参考) <u>経営管理に関する監督にあたっての着眼点については、以下が参考となる。</u> ・金融庁「保険検査マニュアル（保険会社に係る検査マニュアル）」 (6)、(7) (略) (8) (略) <u>(注) 保険会社が委員会設置会社である場合には、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととなる。</u> (新設) (新設)	<u>ことがないか。</u> (キ) <u>過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。</u> (参考)「<u>監査役監査基準</u>」(公益社団法人日本監査役協会 平成 23 年 3 月 10 日改正) (4)、(5) (略) ①～⑤ (略) (削る) (6)、(7) (略) (8) (略) (削る) Ⅱ－1－2－2 <u>委員会設置会社である保険会社の場合</u> <u>(注) 委員会設置会社である保険会社については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等がそれぞれ与えられた責任と権限等を踏まえ、その機能が適切に発揮されているかどうかといった観点から検証する必要があるが、具体的は、各々の組織・権限委任等の実態に即して、本監督指針の趣旨を踏まえて検証を行うこととなる。</u> (1) <u>取締役及び取締役会</u> ① <u>取締役会は、経営の基本方針、執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項など業務執行の決定権限等を明確にしているか。</u> <u>また、執行役の職務の執行が法令等に適合することを確保するため</u>

現 行	改 正 後
	<u>の体制や業務の適正を確保するために必要な体制等を整備し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査態勢に関し、監査委員会又は当局検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。</u> ② <u>取締役会は、監査委員会の職務の遂行のために必要な体制（監査補助要員体制、情報報告・管理体制、内部統制体制）整備等に積極的に取り組んでいるか。</u> ③ <u>取締役会は、あらゆる職階における職員に経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成させるとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。</u> ④ <u>取締役会は、各委員会を活用し、かつ、各委員会と連携し、経営執行の監督権限を適確に行使しているか。</u> ⑤ <u>取締役会は、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢を構築しているか。</u> ⑥ <u>取締役は、取締役会における業務の決定、取締役及び執行役の職務の執行の監督等に積極的に参加しているか。法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告態勢等の内部管理態勢（いわゆる内部統制システム）を構築することは、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。</u> ⑦ <u>取締役会は、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を内部統制システムに明確に位置付けているか。</u> ⑧ <u>保険会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第 8 条の 2 に掲げる「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。</u> <u>ア. 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験</u> <u>取締役会における経営の基本方針や内部統制システム等に係る事項及び業務執行の決定並びに取締役及び執行役の職務の執行の監督等を積極的に実施するに足る知識・経験、その他保険業法等の関連諸規則や監督指針で示している経営管理を行うことにより、保険</u>

現 行	改 正 後
	<u>会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための知識・経験を有しているか。</u> <u>イ. 十分な社会的信用</u> <u>（ア） 反社会的行為に関与したことがないか。</u> <u>（イ） 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。</u> <u>（ウ） 金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</u> <u>（エ） 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</u> <u>（オ） 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。</u> <u>（カ） 過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。</u> <u>（キ） 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。</u> <u>⑨ 取締役は、適時・適切な保険金等の支払いが健全かつ適切な業務運営の確保に重大な影響を与えることを十分認識しているか</u> <u>⑩ 取締役会等は、保険金等の支払いに係る適切な業務運営が行われるよう、経営資源の配分を適切に行っているか。また、保険金等の支払管理が適切に行われているかどうか確認しているか。</u> <u>⑪ 取締役会は、保険計理人を選任するにあたり、会計監査人との独立性確保に留意しているか。</u> <u>⑫ 取締役会において選任する保険計理人については、当該保険計理人（選任しようとする者を含む。）が規則第 78 条に規定する要件に該当する者であることに加え、日本アクチュアリー会において実施する継続教育において一定の研修の履修を達成している等、正会員としての</u>

現 行	改 正 後
(新設)	<u>資質の継続的維持・向上に努めている者であるなど、保険計理人として適切な者であるかについて定期的に確認しているか。</u> ⑬ <u>取締役会は、各関連部門との連携等により、保険計理人に対し必要な情報を提供するなど保険計理人がその職務を十分に果たすことができる態勢を構築し、定期的にその機能状況を確認しているか。</u> (2) <u>監査委員会等</u> ① <u>各委員会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。</u> ② <u>監査委員会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を的確に実施し必要な措置を適時に講じているか。</u> ③ <u>保険金等支払実務に関する体系的な監査手法を確立しているか。</u> ④ <u>監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行の適法性及び妥当性等を監査するため、監査委員会の職務を補助すべき使用人、内部監査部門、会計監査人等を有効に活用しているか。</u> <u>監査役設置会社における監査役がいわゆる実査を行うことができることに比べ、社外取締役中心の監査委員会は、内部統制システムを通じたいわゆる組織監査を行うという制度的な基盤を踏まえて、特に内部監査部門が監査委員会をサポートする体制が整備されているか。</u> ⑤ <u>監査委員の選任プロセス等においては、その適格性について、法第8条の2に掲げる「保険会社の執行役及び取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。</u> ア. <u>保険会社の執行役及び取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験</u> <u>内部統制システムの構築・運用に係る取締役会の審議等において、積極的な役割を果たすに足る知識・経験、その他独立した立場から執行役及び取締役の職務を監査することにより、保険会社の健全かつ適切な運営を確保するための知識・経験を有しているか。</u> イ. <u>十分な社会的信用</u> (ア) <u>反社会的行為に関与したことがないか。</u> (イ) <u>暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。</u> (ウ) <u>金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当す</u>

現 行	改 正 後
(新設)	<u>る外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</u> <u>（エ） 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</u> <u>（オ） 過去において所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当会社に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。</u> <u>（カ） 過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。</u> <u>（キ） 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。</u> <u>（参考）「監査委員会監査基準」（公益社団法人日本監査役協会 平成 23 年 5 月 12 日改正）</u> <u>（3） 執行役（代表執行役を含む。）</u> <u>① 執行役は、取締役会の決議に基づき委任された権限と責任を十分認識し、取締役会で決定された経営の基本方針を踏まえた業務執行の意思決定を実施しているか。</u> <u>② 執行役は、経営の基本方針に沿った業務計画を明確に定め、社内に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。</u> <u>③ 執行役は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取組み、全社的な内部管理態勢の確立・執行のため適切に機能を発揮しているか。</u> <u>④ 執行役は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当執行役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。</u> <u>⑤ 執行役は、経営の基本方針を踏まえたリスク管理の方針を明確に定</u>

現 行	改 正 後
	<u>め、社内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ随時見直しているか。さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。</u> ⑥ <u>執行役は、内部監査の重要性を認識し、内部監査機能が十分発揮できる措置を講じるとともに、内部監査の結果等について適切な措置を講じているか。</u> ⑦ <u>執行役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、保険会社に対する公共の信頼を維持し、保険会社の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、政府指針の内容を踏まえて取締役会で決定された基本方針を社内外に宣言しているか。</u> ⑧ <u>保険会社の常務に従事する執行役の選任プロセス等においては、その適格性について、法第 8 条の 2 に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。</u> <u>ア. 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験</u> <u>保険業法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、保険会社の業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他保険会社の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。</u> <u>イ. 十分な社会的信用</u> <u>（ア） 反社会的行為に関与したことがないか。</u> <u>（イ） 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。</u> <u>（ウ） 金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</u> <u>（エ） 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</u> <u>（オ） 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金</u>

現 行	改 正 後
(新設)	<u>融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。</u> <u>(力) 過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。</u> <u>(キ) 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。</u> (4) <u>管理者（営業拠点長と同等以上の職責を負う上級管理者）</u> ① <u>管理者は、リスクの所在、リスクの種類及びリスク管理手法を十分理解した上で、リスク管理方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理など、適切なリスク管理を実行しているか。</u> ② <u>管理者は取締役会等で定められた方針に基づき、相互牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。</u>
(新設)	(5) <u>内部監査部門</u> ① <u>内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる態勢となっているか。</u> ② <u>内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案するとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。</u> ③ <u>内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等に基づき、支払管理部門をはじめとした全ての部門の全ての業務に対する監査を実施しているか。</u> ④ <u>内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表執行役及び監査委員会等に報告しているか。</u> ⑤ <u>内部監査部門は、内部監査報告書で指摘された問題点に対する被監査部門等の改善への取り組み状況を適切に管理しているか。</u>
(新設)	(6) <u>外部監査機能</u>

現 行	改 正 後
(新設) (新設)	<u>委員会設置会社の外部監査機能については、Ⅱ－１－２－１(6)に準じて検証することとする。</u> (7) <u>保険計理人</u> 委員会設置会社の保険計理人については、Ⅱ－１－２－１(7)に準じて検証することとする。 (8) <u>総代会</u> 委員会設置会社の総代会については、Ⅱ－１－２－１(8)に準じて検証することとする。 <u>(参考)経営管理（ガバナンス）態勢に関する監督に当たっての着眼点については、以下が参考となる。</u> ① <u>金融庁「保険検査マニュアル（保険会社に係る検査マニュアル）」</u> ② <u>「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）</u> <u>(注)以下、本監督指針においては、原則として監査役会設置会社である保険会社の場合を前提に記載するが、委員会設置会社である保険会社の場合には、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して適宜読み替えて検証等を行うこととする。</u>
Ⅱ－１－３ 監督手法・対応 (1)、(2) (略) (3) 内部監査ヒアリング等 内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、保険会社の内部監査部門に対し、内部監査の体制、内部監査の実施状況及び問題点の是正状況等についてヒアリングを実施することとする。 また、特に必要があると認められる場合には、保険会社の監査役、社外取締役に対してもヒアリングを実施することとする。 (4) 通常の監督事務を通じた経営管理の検証 経営管理については上記(1)から(3)のヒアリング等に加え、例えば、免許審査、取締役の<u>就任時</u>の届出の受理、検査結果通知のフォロー	Ⅱ－１－３ 監督手法・対応 (1)、(2) (略) (3) 内部監査ヒアリング等 内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、保険会社の内部監査部門に対し、内部監査の体制、内部監査の実施状況及び問題点の是正状況等についてヒアリングを実施することとする。 また、特に必要があると認められる場合には、保険会社の監査役、<u>会計監査人</u>、社外取締役に対してもヒアリングを実施することとする。 (4) 通常の監督事務を通じた経営管理の検証 経営管理については上記(1)から(3)のヒアリング等に加え、例えば、免許審査、取締役、執行役、監査役、監査委員及び<u>会計監査人の選</u>

現 行	改 正 後
アップ、不祥事件届、早期警戒制度、早期是正措置などの通常の監督事務を通じて、経営管理の有効性について検証することとする。 (5) (略) (6) 監督上の対応 経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 128 条（外国保険会社等においては、法第 200 条。免許特定法人又は引受社員においては、法第 226 条。以下同じ。）に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条（外国保険会社等においては、法第 204 条。免許特定法人又は引受社員においては、法第 230 条。以下同じ。）に基づき行政処分を行うものとする。 また、保険会社の常務に従事する取締役が、Ⅱ－1－2 (2) ⑩に掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合、又はその選任議案の決定にあたり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、取締役の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての保険会社の認識、及び取締役の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 128 条に基づき報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合で、自主的な改善努力に委ねたのでは、保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第 132 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。 さらに、保険会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときで、保険会社の常務に従事する取締役の適格性の不備にその主たる原因があると認められるときは、法第 133 条（外国保険会社等においては、法第 205 条。免許特定法人又は引受社員においては、法第 231 条又は法第 232 条。以下同じ。）に基づき取締役の解任を命ずることを検討するものとする。	<u>任・退任届出の受理、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件届、早期警戒制度、早期是正措置などの通常の監督事務を通じて、経営管理の有効性について検証することとする。</u> (5) (略) (6) 監督上の対応 ① 経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 128 条（外国保険会社等においては、法第 200 条。免許特定法人又は引受社員においては、法第 226 条。以下同じ。）に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条（外国保険会社等においては、法第 204 条。免許特定法人又は引受社員においては、法第 230 条。以下同じ。）に基づき行政処分を行うものとする。 ② 保険会社の常務に従事する取締役・執行役・監査役・監査委員が、Ⅱ－1－2－1 (2) ⑩、Ⅱ－1－2－2 (1) ⑧、Ⅱ－1－2－2 (3) ⑧、Ⅱ－1－2－1 (3) ⑤及びⅡ－1－2－2 (2) ⑤に掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合、又はその選任議案の決定若しくは選任にあたり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、取締役・執行役・監査役・監査委員の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての保険会社の認識、及び取締役・監査役の選任議案の決定プロセス等又は執行役・監査委員の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 128 条に基づき報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合で、自主的な改善努力に委ねたのでは、保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第 132 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。 ③ 保険会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に

現 行	改 正 後
（注）Ⅱ－１－２(2)⑩に掲げる取締役の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、各保険会社の取締役の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において法第 8 条の 2 に規定されている適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。取締役の選任議案の決定等にあたっては、まずは保険会社自身がその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々時点における取締役個人の資質を総合的に勘案して適切に判断するとともに、免許申請や取締役の就任の届出等において、監督当局への説明責任を果たすべきものであることに留意する必要がある（様式・参考資料編 様式 1、31 参照）。	<u>違反したとき又は公益を害する行為をしたときで、保険会社の常務に従事する取締役・執行役・監査役・監査委員の適格性の不備にその主たる原因があると認められるとき、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことに重大な原因があると認められるときなどの場合には、法第 133 条（外国保険会社等においては、法第 205 条。免許特定法人又は引受社員においては、法第 231 条又は法第 232 条。以下同じ。）に基づき取締役・執行役・監査役・監査委員・会計監査人の解任を命ずることを検討するものとする。</u> （注）Ⅱ－１－２－１(2)⑩、Ⅱ－１－２－２(1)⑧、Ⅱ－１－２－２(3)⑧、Ⅱ－１－２－１(3)⑤及びⅡ－１－２－２(2)⑤に掲げる取締役・執行役・監査役・監査委員の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、各保険会社の取締役・執行役・監査役・監査委員の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において法第 8 条の 2 に規定されている適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。取締役・監査役の選任議案の決定又は執行役・監査委員の選任にあたっては、まずは保険会社自身がその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々時点における取締役・執行役・監査役・監査委員個人の資質を総合的に勘案して適切に判断するとともに、免許申請や取締役・執行役・監査役・監査委員の選任の届出等において、監督当局への説明責任を果たすべきものであることに留意する必要がある（様式・参考資料編 様式 1、31 参照）。

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 8

現 行	改 正 後
【様式・参考資料編】 I 保険会社関係 別紙様式 1 内閣総理大臣 殿 商号又は名称 代表者名 印 保険業の免許申請書 当社は、今般保険業を行いたく、保険業法第 3 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり保険業の免許を申請いたします。 添付書類 1. 別紙様式 1 の 2 2. 保険業法第 4 条第 2 項に掲げる書類 (1) 定款 (2) 事業方法書 (3) 普通保険約款 (4) 保険料及び責任準備金の算出方法書 3. 保険業法施行規則第 6 条第 1 項に掲げる書類 (1) 理由書 (2) 会社の登記事項証明書 (3) 創立総会の議事録若しくは株主総会の議事録又はこれに代わる書面 (4) 事業計画書 (5) 直近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類 (6) 取締役及び監査役（取締役及び執行役）の履歴書 (7) 会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書（新設） (8) 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面（相互会社の場合にあっては、社員になろうとする者の名簿） (9) 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類 (10) 申請者が子会社等を有する場合には、次に掲げる書類 イ) 当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類 ロ) 当該子会社等の役員（役員が法人であるときはその職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類 ハ) 当該子会社等の業務の内容を記載した書類 ニ) 当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類 ホ) 申請者及びその子会社等の業務、財産及び損益の状況の見込みを記載した書類 (11) その他参考となるべき事項を記載した書類（例えば、常務に従事する取締役が、保険業法第 8 条の 2 に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有することを申請者が確認する書類等） 4. 会社法第 331 条第 1 項（取締役の資格等）（相互会社にあつては保険業法第 53 条の 2）に該当しないことを証明する書類 5. 会社法第 333 条（会計参与の資格等）（相互会社にあつては保険業法第 53 条の 4 において準用する場合を含む。）に該当しないことを証明する書類 6. 会社法第 335 条（監査役の資格等）（相互会社にあつては保険業法第 53 条の 5）に該当しないことを証明する書類 7. 親会社に関する書類 (1) 親会社と当該会社との取引関係を明らかにする書類 (2) 親会社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては基金等変動計算書） (3) 親会社グループ概要 8. 組織図 9. 登録免許税納付書 10. 商業登記法第 47 条（設立の登記）第 2 号から 8 号、第 10 号から第 12 号に定める書面及び書類 11. 公正取引委員会の株式取得認可書（写） (注) 保険会社以外の株式会社が従前の目的を変更して保険業を営む場合は、上記添付書類 9 及び 10 に代えて以下の書類を提出する。 イ) 従前の目的を変更して保険業を営むことを決議した株主総会の議事録 ロ) 従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにする書面 ハ) 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	【様式・参考資料編】 I 保険会社関係 別紙様式 1 内閣総理大臣 殿 商号又は名称 代表者名 印 保険業の免許申請書 当社は、今般保険業を行いたく、保険業法第 3 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり保険業の免許を申請いたします。 添付書類 1. 別紙様式 1 の 2 2. 保険業法第 4 条第 2 項に掲げる書類 (1) 定款 (2) 事業方法書 (3) 普通保険約款 (4) 保険料及び責任準備金の算出方法書 3. 保険業法施行規則第 6 条第 1 項に掲げる書類 (1) 理由書 (2) 会社の登記事項証明書 (3) 創立総会の議事録若しくは株主総会の議事録又はこれに代わる書面 (4) 事業計画書 (5) 直近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類 (6) 取締役及び監査役（取締役及び執行役）の履歴書 (7) 会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書 (8) 会計監査人の履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書） (9) 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面（相互会社の場合にあっては、社員になろうとする者の名簿） (10) 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類 (11) 申請者が子会社等を有する場合には、次に掲げる書類 イ) 当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類 ロ) 当該子会社等の役員（役員が法人であるときはその職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類 ハ) 当該子会社等の業務の内容を記載した書類 ニ) 当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類 ホ) 申請者及びその子会社等の業務、財産及び損益の状況の見込みを記載した書類 (12) その他参考となるべき事項を記載した書類（例えば、常務に従事する取締役が、保険業法第 8 条の 2 に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有することを申請者が確認する書類等） 4. 会社法第 331 条第 1 項（取締役の資格等）（相互会社にあつては保険業法第 53 条の 2）に該当しないことを証明する書類 5. 会社法第 333 条（会計参与の資格等）（相互会社にあつては保険業法第 53 条の 4 において準用する場合を含む。）に該当しないことを証明する書類 6. 会社法第 335 条（監査役の資格等）（相互会社にあつては保険業法第 53 条の 5）に該当しないことを証明する書類 7. 親会社に関する書類 (1) 親会社と当該会社との取引関係を明らかにする書類 (2) 親会社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては基金等変動計算書） (3) 親会社グループ概要 8. 組織図 9. 登録免許税納付書 10. 商業登記法第 47 条（設立の登記）第 2 号から 8 号、第 10 号から第 12 号に定める書面及び書類 11. 公正取引委員会の株式取得認可書（写） (注) 保険会社以外の株式会社が従前の目的を変更して保険業を営む場合は、上記添付書類 9 及び 10 に代えて以下の書類を提出する。 イ) 従前の目的を変更して保険業を営むことを決議した株主総会の議事録 ロ) 従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにする書面 ハ) 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 8

現 行										改 正 後										
別紙様式 1 の 2（生命保険業）										別紙様式 1 の 2（生命保険業）										
商号は名称										商号は名称										
資本金の額又は基金の総額										資本金の額又は基金の総額										
取締役及び監査役の役職名及び氏名（注）										取締役及び監査役の役職名及び氏名（注）										
（新設）										会計監査人の商号、名称又は氏名										
受けようとする免許の種類										受けようとする免許の種類										
本店又は主たる事務所の所在地										本店又は主たる事務所の所在地										
業績予想（単位：百万円）										業績予想（単位：百万円）										
			設 立 当 該 期		翌 期			翌々 期					設 立 当 該 期		翌 期			翌々 期		
主 要 勘 定	・ ・ ・									主 要 勘 定	・ ・ ・									
	・ ・ ・										・ ・ ・									
	・ ・ ・										・ ・ ・									
	・ ・ ・										・ ・ ・									
資 本 勘 定	資本金									資 本 勘 定	資本金									
	・ ・ ・										・ ・ ・									
収 支 見 込	経常収益									収 支 見 込	経常収益									
	・ ・ ・										・ ・ ・									
	経常費用										経常費用									
	・ ・ ・										・ ・ ・									
経 営 諸 指 標 （ ％ ）	主 要 利 回	・ ・ ・									主 要 利 回	・ ・ ・								
		一般勘定資産利回り										一般勘定資産利回り								
配当率 ソルベンシー・マージン比率 ・ ・ ・ ・ ・	配当率									配当率 ソルベンシー・マージン比率 ・ ・ ・ ・ ・	配当率									
	ソルベンシー・マージン比率										ソルベンシー・マージン比率									
役 員 又 は 使 用 人 の 数			常 勤 役 員 名		非 常 勤 役 員 名			使 用 人 名		役 員 又 は 使 用 人 の 数			常 勤 役 員 名		非 常 勤 役 員 名			使 用 人 名		
(注) 委員会設置会社にあつては、監査役を執行役と読み替える。										(注) 委員会設置会社にあつては、監査役を執行役と読み替える。										

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 8

[illegible]

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 8

現 行	改 正 後																																								
別紙様式14 文 書 番 号 年 月 日 金融庁長官 殿 保険会社名 代 表 者 名 印 役員就退任届出書 保険持株会社を代表する取締役又は保険持株会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては代表執行役又は執行役、外国所在保険持株会社にあつては当該外国所在保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者）の就任又は退任があつたので、保険業法第 271 条 32 第2項第8号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第2項第3号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">役員の氏名</th><th style="width: 15%;">新役職名 （最終役職名）</th><th style="width: 15%;">就任（退任）日※</th><th style="width: 20%;">理由</th><th style="width: 35%;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td style="text-align: center;">年 月 日就任・退任</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td style="text-align: center;">年 月 日就任・退任</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td style="text-align: center;">年 月 日就任・退任</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> * 該当するものに丸印を付すこと。 添付書類 1 履歴書（就任の場合） 2 その他参考となるべき事項を記載した書類 （新設）	役員の氏名	新役職名 （最終役職名）	就任（退任）日※	理由	備考			年 月 日就任・退任					年 月 日就任・退任					年 月 日就任・退任			別紙様式14 文 書 番 号 年 月 日 金融庁長官 殿 保険会社名 代 表 者 名 印 役員選退任届出書 保険持株会社を代表する取締役、保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。）、外国所在保険持株会社にあつては当該外国所在保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者）若しくは会計参与（外国所在保険持株会社にあつては、会計参与又はこれに類する職にある者）の選退任がありますので、保険業法第 271 条の 32 第2項第8号並びに保険業法施行規則第 210 条の 14 第2項第3号及び第3号の2の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">役員の氏名</th><th style="width: 15%;">役職名</th><th style="width: 15%;">選任（退任）日※</th><th style="width: 20%;">理由</th><th style="width: 35%;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td style="text-align: center;">年 月 日選任・退任予定</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td style="text-align: center;">年 月 日選任・退任予定</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td style="text-align: center;">年 月 日選任・退任予定</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> * 該当するものに丸印を付すこと。 添付書類 1 履歴書（選任しようとする場合） 2 その他参考となるべき事項を記載した書類 （注） 1 「役職名」欄は、選任しようとする場合は新役職名、退任しようとする場合は最終役職名を記載すること。 2 「理由」欄は、選退任の理由を、特に選任しようとする場合には、当該候補者を選任する理由を具体的に記載すること。	役員の氏名	役職名	選任（退任）日※	理由	備考			年 月 日選任・退任予定					年 月 日選任・退任予定					年 月 日選任・退任予定		
役員の氏名	新役職名 （最終役職名）	就任（退任）日※	理由	備考																																					
		年 月 日就任・退任																																							
		年 月 日就任・退任																																							
		年 月 日就任・退任																																							
役員の氏名	役職名	選任（退任）日※	理由	備考																																					
		年 月 日選任・退任予定																																							
		年 月 日選任・退任予定																																							
		年 月 日選任・退任予定																																							

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 8

現 行	改 正 後																
(新設)	<u>文 書 番 号</u> <u>年 月 日</u> 保険会社名 代 表 者 名 印 <u>会計監査人選退任届出書</u> <u>会計監査人の選退任がありますので、保険業法第 271 条の 32 第2項第8号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第2項第3号の3の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</u> <u>記</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">会計監査人(候補者)の商号、 名称又は氏名</th><th style="width: 20%;">選任(退任)予定日※</th><th style="width: 30%;">理由</th><th style="width: 20%;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td><td style="text-align: center;">年 月 日選任・退任予定</td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td> </td><td style="text-align: center;">年 月 日選任・退任予定</td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td> </td><td style="text-align: center;">年 月 日選任・退任予定</td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> ※ 該当するものに丸印を付すこと。 添付書類 <u>履歴書(選任しようとする場合)</u> <u>(注)</u> 1 「理由」欄は、選退任の理由を、特に選任しようとする場合には、当該候補者を選任する理由を具体的に記載すること。 2 会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書を添付すること。	会計監査人(候補者)の商号、 名称又は氏名	選任(退任)予定日※	理由	備考		年 月 日選任・退任予定				年 月 日選任・退任予定				年 月 日選任・退任予定		
会計監査人(候補者)の商号、 名称又は氏名	選任(退任)予定日※	理由	備考														
	年 月 日選任・退任予定																
	年 月 日選任・退任予定																
	年 月 日選任・退任予定																

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 8

現 行	改 正 後																																								
別紙様式³¹ 文 書 番 号 年 月 日 金融庁長官 殿 保険会社名 代 表 者 名 印 役員就退任届出書 保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（代表執行役、執行役又は監査委員）の就退任がありましたので、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">役員の氏名</th> <th style="width: 15%;">新役職名 （最終役職名）</th> <th style="width: 15%;">就任（退任）日※</th> <th style="width: 25%;">理由</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日就任・退任</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日就任・退任</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日就任・退任</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> * 該当するものに丸印を付すこと。 添付書類 1 履歴書（就任の場合） 2 その他参考となるべき事項を記載した書類（例えば、常務に従事する取締役が、保険業法第 8 条の 2 に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有し、かつ、その他欠格事由に該当しないことを届出者が確認する書類等） （新設）	役員の氏名	新役職名 （最終役職名）	就任（退任）日※	理由	備考			年 月 日就任・退任					年 月 日就任・退任					年 月 日就任・退任			別紙様式³¹ 文 書 番 号 年 月 日 金融庁長官 殿 保険会社名 代 表 者 名 印 役員選退任届出書 保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（<u>委員会設置会社にあつては、保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険会社の常務に従事する取締役を除く。）</u>）若しくは<u>会計参与の選退任がありますので</u>、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号並びに<u>保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 2 号及び第 2 号の 2 の規定に基づき</u>、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">役員の氏名</th> <th style="width: 15%;">役職名</th> <th style="width: 15%;">選任（退任）予定日※</th> <th style="width: 25%;">理由</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日選任・退任予定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日選任・退任予定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日選任・退任予定</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> * 該当するものに丸印を付すこと。 添付書類 1 履歴書（選任しようとする場合） 2 その他参考となるべき事項を記載した書類（例えば、常務に従事する取締役が、保険業法第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有し、かつ、その他欠格事由に該当しないことを届出者が確認する書類等） （注） 1 「役職名」欄は、選任しようとする場合は新役職名、退任しようとする場合は最終役職名を記載すること。 2 「理由」欄は、選退任の理由を、特に選任しようとする場合には、当該候補者を選任する理由を具体的に記載すること。	役員の氏名	役職名	選任（退任）予定日※	理由	備考			年 月 日選任・退任予定					年 月 日選任・退任予定					年 月 日選任・退任予定		
役員の氏名	新役職名 （最終役職名）	就任（退任）日※	理由	備考																																					
		年 月 日就任・退任																																							
		年 月 日就任・退任																																							
		年 月 日就任・退任																																							
役員の氏名	役職名	選任（退任）予定日※	理由	備考																																					
		年 月 日選任・退任予定																																							
		年 月 日選任・退任予定																																							
		年 月 日選任・退任予定																																							

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 8

現 行	改 正 後																
(新設)	<u>文 書 番 号</u> <u>年 月 日</u> 金融庁長官 殿 保険会社名 代 表 者 名 印 <u>会計監査人選退任届出書</u> <u>会計監査人の選退任がありますので、保険業法第127条第1項第8号及び保険業法施行規則第85条第1項第2号の3の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</u> <u>記</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">会計監査人(候補者)の商号、 名称又は氏名</th><th style="width: 20%;">選任(退任)予定日※</th><th style="width: 30%;">理由</th><th style="width: 20%;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td><td style="text-align: center;">年 月 日選任・退任予定</td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td> </td><td style="text-align: center;">年 月 日選任・退任予定</td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td> </td><td style="text-align: center;">年 月 日選任・退任予定</td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> ※ 該当するものに丸印を付すこと。 添付書類 <u>履歴書(選任しようとする場合)</u> <u>(注)</u> 1 「理由」欄は、選退任の理由を、特に選任しようとする場合には、当該候補者を選任する理由を具体的に記載すること。 2 会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書を添付すること。	会計監査人(候補者)の商号、 名称又は氏名	選任(退任)予定日※	理由	備考		年 月 日選任・退任予定				年 月 日選任・退任予定				年 月 日選任・退任予定		
会計監査人(候補者)の商号、 名称又は氏名	選任(退任)予定日※	理由	備考														
	年 月 日選任・退任予定																
	年 月 日選任・退任予定																
	年 月 日選任・退任予定																